

上天草市告示第 58 号

上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱を次のように定める。

平成 27 年 7 月 10 日

上天草市長 堀 江 隆 臣

上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定を踏まえ、行政のほか、地域の多様な関係者において、上天草市の少子高齢化、人口減少等の現状の認識を共有するとともに、現状を踏まえて長期的な視点に立った基本的な方向性を定め、その方向性を踏まえた具体的な取組を推進することで人口減少にあっても維持可能な地域社会を形成するため、上天草市まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 少子高齢化、人口減少等に対応するための長期的視点に立った方向性を人口の見通しとともに示したもの（以下「人口ビジョン」という。）及び人口ビジョンを踏まえた具体的な取組を網羅した戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の案の策定に関する事。
- (2) 地方版総合戦略の進捗の検証及び見直しに関する事。
- (3) その他人口ビジョン及び地方版総合戦略の推進に関する事。

(組織)

第 3 条 会議は、構成員 30 人以内及びオブザーバー 1 人をもって組織する。

2 前項の構成員及びオブザーバーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が適当と認める者

(構成員等の任期)

第 4 条 構成員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

(座長)

第 5 条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、市長があらかじめ指名する。
- 3 座長は、必要と認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者を出席させ、その者から説明又は意見を聴くことができる。

(会合)

第 6 条 会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ会合を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 前項の場合において座長は、構成員として議決に加わることができない。

(作業部会)

第 7 条 人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定等に当たって専門的かつ具体的な検討等を行う必要があると座長が認める場合は、会議に作業部会を設けることができる。

- 2 前項の作業部会の構成員は、市長が適当と認める者を委嘱する。

(謝金等)

第 8 条 会議は、会議又は作業部会に係る会合に出席した構成員及びオブザーバーに対して、謝金及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 謝金及び費用弁償の支払に係る詳細は別に定める。

(事務局)

第 9 条 会議の事務局は、企画政策課に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。